

# 加盟店情報交換制度運営規則

## 第1章 総則

(制度及び目的)

- 第1条 加盟店情報交換制度（以下「本制度」という。）とは、日本後払い決済サービス協会（以下「協会」という。）が運営する制度であって、後払い決済サービスの健全な利用と利用者の保護を図るため、協会の加盟会員と加盟店契約を締結する販売業者等（以下「加盟店」という。）に関する情報であって利用者等の利益保護に必要な情報の収集及び提供を会員で共同利用を行う仕組みをいう。
- 2 本制度は、協会の加盟店管理に関する自主規制規則に定める加盟店調査及び苦情調査その他の加盟店調査の精度向上を図り、後払い決済サービス取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的として運営する。

## 第2章 BDM 会員

(設置場所及び利用資格)

- 第2条 本制度の運営は、当面の間、協会会長会社の下で協会に設置された運営委員会（以下「運営委員会」という。）及び事務局（以下「協会事務局」という。）を中心として実施するものとし、その運営手続きに関しては、細則等において定めるものとする。
- 2 本制度は、協会の正会員（以下「協会正会員」という。）のうち、次条の手続きを完了して、本制度の利用資格を得た者（以下「BDM会員」という。）に限って利用できるものとする。

(利用手続)

- 第3条 本制度を利用しようとする協会正会員は、所定の書類をもって協会事務局に BDM会員の利用資格を申請するものとする
- 2 協会事務局は、前項の申請に不備がないことを確認したときは、申請者に対し、利用許諾通知書を送付するものとする。

(窓口責任者等の届出)

- 第4条 BDM会員は、加盟店情報交換制度の情報登録と照会に関する窓口責任者及び窓口担当者を協会事務局に届け出るものとする。これらの変更が生じた場合も同様とする。なお、窓口責任者は、原則として BDM 会員の会社（以下「会員会社」とい

う。)における加盟店調査部署の責任者とし、登録情報の照会のためのアクセス権は、協会事務局に登録済みの連絡会員(事務局員を含む。)の中から、会員会社が指名した者に与えるものとし、この者を窓口担当者とする。

(共同利用の告知)

第5条 BDM会員は、本制度において共同利用する情報の範囲、当該情報を共同して利用する者の範囲、利用目的並びに当該情報の管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者の氏名について、細則に定める内容をあらかじめ、加盟店契約書や説明資料などに明記し、会員会社の加盟店向けサイトに掲載するなど、加盟店が容易に知り得る状態においておくこととする。

(協会の業務への協力)

第6条 BDM会員は、第15条第1項及び第16条第1項に規定する協会の業務に協力するものとする。

(利用停止)

第7条 BDM会員は、本制度の利用停止を希望するときは、書面により協会事務局に届けるものとする。

2 届出書の書式は、別途定めるものとする。

(BDM会員の資格の喪失等)

第8条 BDM会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、BDM会員の資格を喪失するものとする。

(1)協会を退会したとき。

(2)協会を退会処分となったとき

(3)協会正会員の資格を喪失したとき。

(4)前条により本制度の利用停止を申し出たとき。

2 BDM会員は、協会正会員の権利の停止若しくは制限(本制度の利用に係るものに限る。)をされたときは、当該期間中は本制度を利用できないものとする。

### 第3章 業務

(収集する情報の範囲)

第9条 協会は、BDM会員が協会に報告する「加盟店情報」及び行政に係る情報(以下「行政情報」という。)を収集することとする。

(加盟店情報)

第10条 加盟店情報は、次の情報とする。

- 「強制解除情報」 BDM 会員が加盟店契約を解除した加盟店に係る情報
- 「苦情加盟店情報」 別表1に定める「利用者等の保護に欠ける行為」に関する苦情が発生した加盟店に係る情報

(行政情報)

第11条 行政情報は、次の情報とする。

行政処分情報 特定商取引に関する法律に基づく行政処分に関する情報又は消費者安全法第2条第5項第3号に定める行為に係る同法第38条第1項の規定に基づく注意喚起に関する情報

(情報の保有期間)

第12条 協会が保有する加盟店情報の保有期間は、登録日から5年間とする。ただし、第8条第1項によりBDM会員の資格を喪失した者が登録した加盟店情報は、原則としてBDM会員の資格を喪失したときに削除するものとする。

- 2 協会が保有する行政情報の保有期間は、次に定めるとおりとする。
- 行政処分情報 処分時から5年間とする。

(加盟店情報等の提供)

第13条 協会は、BDM会員から第23条に規定する情報の提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、請求のあった情報（加盟店情報の情報源に係る事項を除く。）を提供するものとする。

- 2 協会は、行政情報を入手したときは、当該情報を遅滞なくBDM会員に提供するものとする。
- 3 加盟店情報の登録は、BDM 会員から所定の様式に基づく申請を受けて、協会事務局にて行うものとする。
- 4 行政情報の登録は、その公開を受けて、できるだけ速やかに協会事務局で行うこととする。

(加盟店情報の訂正等)

第14条 加盟店情報の訂正・削除に関する義務は、当該情報を報告したBDM会員に帰属するものとする。

- 2 第12条に規定する保有期間が満了した情報については、毎年4月と10月に協会事務局において削除するものとする。

(加盟店情報等の維持管理)

第15条 協会及び協会事務局は、保有する情報の正確性、最新性を維持するために必要な措置を講じることとする。

- 2 BDM会員は、本制度に登録された情報の項目に変更があったことを知った場合には、協会に対する通知その他の変更後の内容に修正する措置を講ずるよう努めるものとする。

(協会による確認等の実施)

第16条 運営委員会は、BDM会員による加盟店情報の登録及び照会が、本規則に基づき行われているか否かを、必要に応じて確認するものとする。

- 2 運営委員会は、前項の確認により、BDM会員による加盟店情報の登録及び照会が本規則に違反している疑いがあると判断したときは、改善のための必要な措置を講ずるものとする。

(加盟店情報の開示)

第17条 協会は、加盟店（本条においては加盟店であったものも含む。）又はその代理人から、自己に関する加盟店情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第16条第4項に定める保有個人データを除く。）の開示を求められたときは、遅滞なくこれに応じるものとする。ただし、開示することにより、BDM会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合としてBDM会員から申し出のあった事項の開示を求められた場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 2 協会は、加盟店又はその代理人から、自己に関する加盟店情報（個人情報保護法第16条第4項に定める保有個人データに限る。）の開示を求められたときは、遅滞なくこれに応じるものとする。ただし、個人情報保護法第33条第2項ただし書の適用がある場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。

(保有情報の漏洩等の防止)

第18条 協会は、保有する情報の漏洩、滅失、毀損をしてはならないものとする。

- 2 運営委員会、事務局員及び本制度に従事する者並びにこれらの職にあった者は、業務に関して知った事実につき、本制度に従事しなくなった後も秘密保持を図らなければならないものとする。

(安全対策等)

第19条 協会は、本制度における情報の重要性に鑑みて、必要な範囲で安全対策及び緊急

時の対応等の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の情報の安全対策の措置については、別途定めるものとする。

#### (業務の委託)

第20条 協会は、業務上必要と認められる場合には、業務の一部又は全部を、必要な措置を講じた上で、第三者に委託することができるものとする。

- 2 協会は、前項の規定により業務の一部又は全部を委託する場合は、委託先に対し、個人情報保護法その他の関連法令に基づく必要かつ適切な監督を行うものとし、業務委託契約書に監督に必要な条項を盛り込むものとする。

### 第4章 BDM会員による利用

#### (加盟店情報の報告)

第21条 BDM会員は、第9条に定める加盟店情報を取得したときは、遅滞なく協会に報告するものとする。

#### (加盟店情報の訂正・削除)

第22条 BDM会員は、報告した加盟店情報が事実と異なることを確認したときは、協会に対し、速やかにその内容を報告するとともに、訂正又は削除を申請することとする。

- 2 協会は、前項の申請があったときは、速やかに当該情報を訂正又は削除するものとする。

#### (加盟店情報等の照会)

第23条 BDM会員は、協会が保有する加盟店情報及び行政情報の提供を希望するときは、予め協会から承認された窓口担当者がデータベースにログインして請求する方法により照会することとする。

#### (目的外利用の禁止)

第24条 BDM会員は、加盟店情報及び行政情報を次に定める目的に利用するものとし、それ以外の目的には利用してはならないものとする。

- (1) 加盟店契約の申込みを受けた際の加盟店審査における参考情報として利用すること。
- (2) 加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置及び取引継続に係る加盟店審査等における参考情報として利用すること。
- (3) 加盟店の随時調査に際し、苦情発生状況の調査のための端緒情報として利用すること。

と。

2 BDM会員は、協会から提供された情報を利用するときは、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) BDM会員は、協会から提供された情報のみで加盟店審査を行わないこと。
- (2) BDM会員は、協会から提供された情報を唯一の理由として、加盟店契約の拒絶や、加盟店契約締結後の契約の解除等をしてはならないこと。

(BDM会員による開示の誘導等)

第25条 BDM会員は、加盟店から加盟店情報又は行政情報に関する開示の申し出を受けた場合は、協会へ誘導するものとし、協会から得た加盟店情報又は行政情報を加盟店に対して開示してはならないものとする。

(秘密保持)

第26条 BDM会員は、協会から提供を受けた加盟店情報及び行政情報を秘密情報として管理し、漏洩、滅失、毀損及び第三者提供してはならないものとする。

- 2 BDM会員は、BDM会員の従業員等に対し、就業中のほか退職後においても本制度の利用により知り得た事実について、その内容を漏洩、滅失、毀損及び第三者に提供しないよう適切な措置を講ずるものとする。

(記録の保存)

第27条 BDM会員は、協会に報告した加盟店情報が協会に登録されている期間は、当該情報に関する記録を作成し保存するものとする。

- 2 BDM会員が協会を退会したときは、前項の限りではないものとする。

## 第5章 その他の規定

(費用の負担)

第28条 本制度の運営に関する費用は、別途定めるものとする。

- 2 費用の分担方法等については、必要に応じ見直しをするものとする。
- 3 協会は、BDM会員による協会の退会、利用一時停止期間があっても、納付された費用を返還しないものとする。

## 第6章 補則

(細則の制定)

第29条 協会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、

細則を定めることができる。

- 2 細則の改廃は、細則の定めるところにより行う。

(本規則の改廃)

第30条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1. 本規則は、令和5年7月1日から実施する。

# 加盟店情報交換制度細則

(本制度の運営方法)

第1条 本制度の情報の登録・閲覧に関しては、当面の間、協会会長会社が提供し、協会事務局において運営する Backlog を利用して実施するものとする。

- 2 本制度の利用資格については、協会正会員に限り、利用許諾するものとする。
- 3 本制度に関する不芳情報の登録は、運営委員会の委員長(以下「運営委員長」という。)に指名された事務局員が登録申請の都度、速やかに承認のうえ、登録する会員の窓口担当者が実施する。
- 4 協会の事務局長は、登録申請と登録の実施状況を毎月定期的に確認し、3か月に一度運営委員会に報告する。

(窓口責任者等の届出)

第2条 加盟店情報交換制度運営規則(以下「基本規則」という。)第4条に規定する届出は、次の方法で行うこととする。

- (1)窓口責任者の届出については、所定の書式によることとする。
  - (2)窓口担当者の届出については、協会が定める電磁的方法によることとする。
- 2 前項第2号の窓口担当者については、情報登録、訂正、削除の承認をできる者として、窓口責任者が指名した者とする。

(共同利用の周知)

第3条 基本規則第5条に定める告知は、別表2に定める告知例を用いて、BDM会員のホームページへの掲載、加盟店契約等への記載等の手段によって行うこととする。

- 2 共同利用する情報の管理について責任を有する者は、運営委員長とする。

(利用停止の届出)

第4条 基本規則第7条に定める届出は、所定の書式によることとする。

(登録情報)

第5条 本制度に登録する情報は、基本規則第10条に規定する加盟店情報及び同第11条に規定する行政情報とするが、加盟店情報のうち、苦情加盟店情報は、共同利用に係るBDM会員の準備が完了し、加盟店への告知等ののちに運用を開始するものとする。

(開示手続等)

第6条 協会は、基本規則第17条に定める開示を、協会事務局が定める開示マニュアル



に基づいて行うこととする。

(本細則の改廃)

第7条 本細則の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

2 運営委員会は、前項により改廃を行ったときは、理事会にその内容を報告するものとする。

(附則) 1. 本細則は、令和5年7月1日から施行する。